



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 21 日 (金)
号 外
第 8 号

目	次
規	則
○栃木県県税条例施行規則の一部改正	1
議	会
○栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正	3

規 則

栃木県規則第18号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 3 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第18条 略 <u>（免許情報記録個人番号カードの提示方法）</u> <u>第18条の2</u> 条例第105条の10第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、同条第3項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する場合には、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）を確認するために必要な措置を講じなければならない。 <u>第18条の3～第18条の5</u> 略 <u>（免許情報記録個人番号カードの提示方法）</u> <u>第18条の6</u> 第18条の2の規定は、条例第116条第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者が同条第4項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する場合について準用する。 （条例第116条第4項の規則で定める書類等） 第19条 条例第116条第4項の規則で定める書類等は、<u>第18条の3各号</u>に掲げる書類等とする。 <u>第21条から第23条まで</u> 削除	第18条 略 <u>第18条の2～第18条の4</u> 略 （条例第116条第4項の規則で定める書類等） 第19条 条例第116条第4項の規則で定める書類等は、<u>第18条の2各号</u>に掲げる書類等とする。 <u>第21条及び第22条</u> 削除 <u>（狩猟税に係る納税証紙の取扱手数料の交付）</u>

(文書等の様式)
第24条 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

文 書 等 の 種 類	様 式
1 ～ 89 の 32 略	
89 の 33 自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印 (<u>条例第110条第3項の規定による納税済印</u>)	略
89 の 34 ～ 89 の 41 略	
89 の 42 自動車税環境性能割交付金算出資料報告書 (<u>第18条の4</u> の規定による報告書)	略
90 ～ 136 略	
137 狩猟税納税済印 (<u>条例第165条第1項の規定による納税済印</u>)	略
138 削除	
139 ・ 140 略	

第23条 知事は、条例第166条の規定により知事の指定を受けた者（次項において「指定人」という。） に対し、納税証紙の取扱手数料を交付する。

2 前項の規定により交付する取扱手数料の額は、県が指定人に対して売り渡した条例第165条第1項の納税証紙の額面金額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

(文書等の様式)
第24条 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

文 書 等 の 種 類	様 式
1 ～ 89 の 32 略	
89 の 33 自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印 _____	略
89 の 34 ～ 89 の 41 略	
89 の 42 自動車税環境性能割交付金算出資料報告書 (<u>第18条の3</u> の規定による報告書)	略
90 ～ 136 略	
137 <u>栃木県納税証紙（条例第167条の納税証紙）</u>	略
138 <u>栃木県納税証紙消印</u>	<u>別記様式第138号</u>
139 ・ 140 略	

別記様式第89号の40中
「

運
転
免
許
証

」
を
「

運
転
免
許
証
等

」
に改める。

別記様式第137号を次のように改める。
別記様式第137号（第24条関係）



備考 大きさは、直径25ミリメートルとする。

別記様式第138号を次のように改める。
別記様式第138号 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第18条の4を第18条の5とし、同条の次に1条を加える改正規定、第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に1条を加える

改正規定、第19条の改正規定及び第24条の表89の42の項の改正規定並びに別記様式第89号の40の改正規定並びに次項の規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に存する当該改正規定による改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)

議 会

栃木県議会告示第 1 号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

栃木県議会議長 日 向 野 義 幸

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年栃木県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第 1 項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の 2 第 1 項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の 2 第 1 項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u> (9) 略 (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第95条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の 2 第 1 項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (12)・(13) 略 (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の 2 第 1 項に規定する<u>被保険者番号等</u> (15)～(17) 略 (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの) 第 5 条 条例第11条本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報（議会の事</u>	(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第 1 項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9) 略 (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第 1 項第 1 号の免許証の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (12)・(13) 略 (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u> (15)～(17) 略 (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの) 第 5 条 条例第11条本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報</u>

務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)
の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 略

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 略

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態について、同号に規定する個人情報を含む。)の項目

(3)～(5) 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 略

2～7 略

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 略

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保

の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 略

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 略

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報_____の

項目

(3)～(5) 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 略

2～7 略

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 略

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保

____、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2 ～ 5 略

(開示決定等の際に通知すべき事項)

第 11 条 略

陰の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2 ～ 5 略

(開示決定等の通知)

第 11 条 略

別記様式第 2 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

別記様式第 3 号中「、健康保険被保険者証」を削る。

別記様式第 12 号及び別記様式第 18 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 10 号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。